

錢飲食をした人もいる。

中塚さん自身は、はくをつけるため、知的障害者のガイドヘルパー、全身性障害者のヘルパーなど資格を取るために通信教育で勉強中である。

役所が知的障害者の人に職場を紹介した。本人に話をきくと、手帳は隠せ、養護学校の経験を普通学校へ書き換えていた。本庁の指導課へ電話し、事情説明したこともある。

役所には、紹介したその後を追跡したことがあるか？その会社に行ったことがあるか？といっている。行政は何も把握していない。事務所には看板もない会社。結構本州送りが多い。アパートを解約させ、行かせて6ヶ月で仕事をきられたら、北海道に戻ってきてもアパートは無い。それで果たしていいのかと思う。

この仕事はやっていて楽しい。これまで福祉関係の仕事はしていなかったが、違和感はない。社長には「おまえにもっとも適した仕事だ。来てみろ」と誘われた。社長とは40年来の知り合い。仕事は、1年休み無し。警察などから連絡が入れば、夜中の12時でも駆けつける。行方不明の連絡も入る。静岡まで行って、汽車賃くなつて電話が来ることもある。

できるだけ自立させる。あまり面倒をみると、依存度が高くなる。その見極めが必要。家財道具はここで用意している。自分で買ったものでないせいなのか、それらを置いたままポッといなくなる。それがいいのか、悪いのか。

札幌市のホームレスは、夜は寒くて眠れないので、寝ないで夜通し歩く。100円の珈琲で時間をつぶしたりもする。コンビニ周り。車中泊も最近はある。地下街は夜は閉じられる。

食事の提供などあまり手厚くしてしまうと、ホームレスから抜けられなくなってしまう。相談会をすると、ホームレスの人だけではなく、生保を受けている人も集まる。ホームレスの人は、自分たちの権利だからなんでこんな人も来るのかという。でもそれは違うだろうと思う。一步間違えばホームレスになる。権利なんてもんじゃないだろ。

ここでご飯が余った時に、おにぎりをつくって外のホームレスに配ったこともある。でも、そんなことをしてはいかん。自立できない人に配るならいいが。表のホームレスに配つてはいかん。欲しいなら、ここに入る必要があるということをいいたい。物を配るだけでなく、もっと自立できるような援助をした方がいい。

ホームレスに住居を斡旋しているところはいくつかあるが問題もある。アルコール依存症ではないのに、依存症と医者に書かせて生保をとらせる。外出・面会禁止にする。医者もその業者とぐるになっている。F会というのもある。これも親方が悪い。最初は6万の家賃で入れるが、徐々に10万に上がっていく。悪徳建設業者と組んで、というのもある。逃げてくるのは、うちしかこない。旭川のやくざがやっているところもある。旭川でやるとばれるので、札幌でやる。

この活動を理解して、米をおくってくれる農家の人もいる。400キロ。仕事づくりとして、山菜採りや養鶏なども考えている。自給自足でやれる。3日も声をかけないと寂しかったと言われる。遺書まで書いて、こちらを脅してみたり。訪問に行けば、押入に隠れている人もいる。高齢者のデイケアなどに手伝いとして参加できないかと考えている。うちの介護施設の高齢者のためのサロンづくりの準備もしている。和食づくりの上手な人も。

今日もラーメンを上手につくった。月 2、3 回は顔を出さないと。健康状態とかを確認する。管理費をとっていないのは北幌荘のみ。あとは管理費をとっている。

前に酒飲みがいて、あんまり飲むなと言っていたが・・ちょっと訪問に行かなかったら、虫の息だったときもある。普段から健康管理、見回りをしないといけない。一週間前に一人亡くなつた。頑固なじいさんで、タウン白楊に回した（24 時間で介護可能）。ターミナル期の人は、タウン白楊において看取つてもらうようにしている。一人では死なせないようをしている。

白楊に移つた後は、そこのスタッフの人との関係性を深めてもらうために、中塚さんはしばらく行かないことにしている。

70 人一人ひとりの記録は、すべて頭の中にある。顔と名前、家庭状況など。事務所には、最初に書かせた履歴書等はあるが、持って歩かない。一人一人関わっている宗教も違う。それに話を合わせたりもする。入居者の 1 割は、小出ししてお金を渡している。小遣い帳をつけさせる。若手は、パチンコとスロットで生活保護をすつてしまふ人もいる。

最初の面接では、過去の生保歴と廃止の時の切られ方を聞いている。就職して辞退届を出したのか、最後まで指導が入つて切られたのか。するとだいたいわかる。40 代 50 代は身体の状態が悪い。まずここで身体を休めてもらう。

面接に行って、断られた証明があれば、努力しているとみなされていると思う。探す段階であれもだめこれもだめ、というのは厳しい。

12 月に 13 万円あって保護を切られた。中塚さんは役所に切るなよと言つていたのに。12 月に収入があつても 1 月には収入がなく困つてしまう。せっかくとつた生保はなんとか切らせないようにしている。

今は部屋数を増やす気はない。こまめにみれないで。昨年 12 月 27 日には追い出されたという夫婦が相談にきた。それで急遽部屋を用意した。

寄付はあるが、行政からの資金援助はなし。官からお金はもらわないので基本。入居者のひとたちは、寂しいという気持ちがある。合コン企画も考えている。民生委員さんとも連絡はとつている。

地域から反対も当初はあった。町内会でシャットアウトされた。でもうちも町内会費を払うし、ゴミも常にきれいに管理している。ゴミ捨て場もうちでつくつた。最初は色眼鏡でみられたが、理解してもらえるようになつて。ここ隣は大家さん。

札幌の場合、ホームレスの数が少ないというのがあるのではないか。実態を見て、規則正しくやつてあるというのが分かれれば、反対はしない。北 17 条のアパートはいい顔をしなかつたが、雪かきしているのをみて反応が良くなつた。

テントを貼る人が少ないので、行政がうるさいから。厳しい。障害者トイレは広くて 24 時間空いている。水はあるし。そこにいる人もいる。ベンチもしきりができた。廃校を開放してやればいい。

10. 2007年2月4日 北海道生活と健康を守る会連合会（道生会）
〒063-0865
札幌市西区八軒8条東5丁目4-20
電話（代）：011-736-1722 Fax：011-736-1688
E-mail：doseiren@joy.ocn.ne.jp

三浦氏（道生連会長）
A氏（生健会会員）
稻見氏（北区事務局長）
守上氏（北区会長）
松崎氏（東区事務局長）
横山氏（西区会長）
真田氏（豊平区事務局長）
甲斐氏（社保協）
細川氏（道生連副会長）

布川、嵯峨、嶋田、上畠、八田、岩崎、福島

北海道の生健会は、他地域の生健会と異なる。生活保護だけではなく、すべての分野にかかわって運動している。生活保護に力は入れているが、国保、公営住宅、障害者分野、障道協の会長を10年やっていたこともある。

生活相談員という立場で相談を受けさせていただく中で感じることは、最近の特徴は、マスコミ等にも取り上げられたことによって全北海道からの相談が多くなっていること。精神疾患にかかわる相談が80%と多いこと。札幌が中心ではあるが。平成16年度、春ぐらいから辞退届との闘いが多くなった。廃止をするのが函館でも相当出てきている。廃止理由の28%が廃止届を出したことによる。

昨年の春ごろから、職権の廃止。つまり就労支援プログラムを活用した人たちが、就職できなかったあるいは収入を上げられなかったことを理由に廃止につながっている。したがって、審査請求も就労にかかわるものも出てきている。年金担保にされて生活保護を申請するケースが無収入状態になっている中で、札幌市は制裁的に保護費を削減するというやり方をとった。この闘いは、昨年道庁への審査請求でわれわれの主張が認められてきた。

<稻見氏>

北区では去年4月から辞退届をやめているようだ。かわりに指示書違反、62条で廃止が多い。職権廃止による。弁明の機会で話を伺ったが、増収努力をしておらず補足性の原理に反する。要件を欠くものとして廃止というもの。

Aさんは、平成16年12月に、生活保護を受給している。中古のバイク回収業を営んでいた。冬に生活ができなくなって生活と健康を守る会にお世話になった。最後に指導指示書が来たのは平成18年11月28日。それまで5ヶ月ほど毎月指導指示書が来ていた。平成18年9月5日の指導指示書の内容は、自動車使用禁止。自立を図ることの2つ。仕事はアルバイト的にやっていた。車を持つと収入はアップすると先方に伝えたが、だめだといわれた。アルバイト的に知人から車を借りたりして仕事をしていた。それもずっと続くわけではないからどうしても収入を上げられなかった。矛盾した指示書になっている。資産がなく、丸裸にされてしまう。再審査請求しているところ。現在、保護は12月4日に再申請して開始されているが、それも2月までといわれている。

札幌は、再申請すれば出さないことはない。申請は受付る。受理はするが、却下するのが出てきた。稼働能力の不活用。就労支援プログラムを適用して成果が上がらなければ廃止。家賃滞納して保護申請したらしいが、だめだった人が相談にきた。追い返される例はあると思う。

87年の母子事件のあとは、申請は受理するが、その日のうちに取り下げ書を書かせる。鉛筆もたされて書かせられたという。次は辞退届け。自立計画書とあわせてとる。自立支援プログラムとの関連でいくと、役所からはハローワークに行けと言われただけ。これまでの就労指導の流れでしかない。

< A氏 >

自立支援プログラムにはのっていない。ただハローワークに行けと言われただけ。

< 三浦氏 >

札幌市は、普通の就労指導のほうがよい、プログラムは要件が厳しいのでやってられないと言っている。

< 稲見氏 >

北区の福祉事務所は就労支援相談員がいるが、その人とのかかわりもなかった。ワーカーとの直の関係になっている。指導員とあわせてと抗議したこともある。若い女性の家庭訪問に同席したが、障害のために探せない。障害者の人のための特別な仕事もあるのではないかと聞くと、向こうでよくわからないんだよねという。ただ働けというしかない。

< 松崎氏 >

東区は参加したいかどうか本人に手を上げさせる方法。ハローワーク月1回ペース。1人だけ成功した。中央区では4ヶ月目、うまくいかず、ワーカーの就労支援になった。1月26日までに見つけろ、という指導指示が出された。1月年明けて、ハローワークに行って仕事を見つけたので保護はつながった。

就労支援プログラムに参加すると、6ヶ月内に働けということになっている。支援員は、全区にいない。中央区は、ワーカーと本人とでやっていくことになる。4ヶ月目に指導指示書が出てくる。ハローワークと連携して仕事を6ヶ月目までに探してくださいという。

6ヶ月たって就労に結びつかなければ、弁明の機会を与えて廃止。

<細川氏>

問題は保護法そのものを根拠にしない廃止のあり方ではないかといっている。タクシー運転手のBさんががんになる。ホームレスになりかけ、治って仕事を探す。探していたけれども、タクシーは毎月収入が落ちる。新しい仕事を探せといわれている。治療中にもかかわらず、転職指導になっている。結果的に、弁明の機会を与えられて廃止。定山渓で働き始めたが、9日目に首になって倒れて絶対安静になっている。解雇の理由は、社長に手術の痕をみられ、風呂場で掃除をするようなうちの業種にあわないと言われた。Cさん、1日廃止、2日路上で倒れて救急搬送。

<三浦氏>

支援プログラムに手をあげた人は、本当に阻害要因がないのか。腰痛、ヘルニア、糖尿病、精神疾患などは、労働能力の判断が難しい。

<松崎氏>

ケースバイケース。交通費もかかる、電話代もかかる。探してもだめ、本人が落ち込む。弁明の機会は、聞いてやったぞ、という形式的なものにすぎない。誠意がないと判断し、廃止につながる。弁明の機会の場合は、向こうは、課長、係長、ケースワーカーがずらりと並び、こちらは本人のみ。とてもじゃないがこちらはしゃべれない。被保護者の労働意欲をなんとか守り立てようという意図は何も感じられない。

収入の額は問題ではない。保護費を下回っているということ自体が問題視される。

<三浦氏>

求職活動報告書は、厚生省よりも厳しい。午前午後まで分かれている。面接まで行ったものを報告書に書けといっている。情報誌で探そうとしたら、それが悪いといって辞退届を書かせられる。

報告書は、稼働能力のある人が毎日つけないといけない。引きこもり以外は、稼働能力のある人はすべて出さないといけない。仕事さえあればがんばるのに。

<布川>

就労支援プログラムの成果を教えてもらったが、結構な就労率だった。長続きする仕事ではないといっていた。仕事の中身は、フォローしていただくと反論の資料になるのではないか。

<三浦氏>

コールセンターは、自宅待機も多い。派遣よりも多い。

<稻見氏>

運転手の仕事についていた人が、病気のため2ヶ月でダウントした。ワーカーは、そんなに働くなくてよかったのにといった。

<細川氏>

27歳まで働いたことがない女性がいた。就職に結びつかなかった。知的に障害があるのかと思ったら、顔をあわせられない。訓練もかねて、有償ボランティアをした。3年かかって、今、83000円の収入を得るようになった。食事のお手伝いをしていくなかで、水曜日のメニューを担当できるようになった。生き生き働くようになった。

<松崎氏>

職場開拓も必要。生業扶助の適用も少ない。ワーカーがよく制度を知らなかった。運転免許をとったら受け入れると親方にいわれていた人が、結局どれずに仕事がだめになった。

<三浦氏>

2ヶ月以内に収入をあげろと指導指示が出た。不利益処分は出でないと却下された。再審査請求中。車の問題で指導指示があった。指導指示の段階では、行政処分ではないという判断。

<嶋田>

廃止以前にこちらの姿勢を示していることは大事。

<松崎氏>

期限を切った指導指示。仕事を見つけなさい。それをしなければ廃止、というのはどう争えるのか。口頭で指示てきて、文書指示は、廃止のための最後の証拠づくり。アリバイづくりではないか。

<稻見氏>

同席は拒まれるが、がんばっている。

<三浦氏>

要求書としては、市も道も同席は拒みませんといっている。積極的に同席しようということになっている。

<A氏>

弁明の機会では、今までやってきたことを正直に話す。言い訳する必要もない。それで5回も引っ張った。今の仕事にこだわらず、ほかの仕事を探しなさいといわれた。

<稻見氏>

ケースワーカーの印象で報告書がつくられる。こちらは言い分を文書で提出するから、ケース検討会議であげてねといっている。

<布川>

就労支援の中身自体を問題にする争い方もあるのでは。

<三浦氏>

判定会議に受給者側の意見をなんとか入れることはできないか？NPOなどを構成員に入れるなど。

<細川氏>

能力不活用で、書類がそろわざにまた出直せというのが多い。保険証、家賃、契約書、給料明細、年金手帳、などがそろわないと明日来なさいという。この会をもっと早く知つておけば良かったという人もいる。

<真田氏>

豊平は、保護が決定してから入会。

<稻見氏>

北区では、一人では生きていけないからといって、最初の相談の段階で入会してもらう。区によって考え方は違う。生活保護を受けないと入会を勧めないところもある。生活保護を受けたい側とワーカー側に圧倒的な情報量の差がある。権利侵害があつても相談者は気づかない。

<真田氏>

先日の31歳の事例は、北海道はHPがないので、東京の全生連に連絡をとった人もいる。若い人からの相談も増えている。弁明の機会があるごとに、保護費支給を遅らせている事例もある。

道生会会員；新聞購読者も含め5000名、うち札幌市は3000名。

2007年2月19日 新宿生活サポートセンター
センター長：北 智氏

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-6-10 関ビル300
Tel:03-5292-3708 Fax:03-5292-3709

布川、嵯峨、嶋田、庄谷、上畠、八田、吉中 記録：八田

北サポートセンター長¹

今日の「食のセミナー」は、栄養士が講師。募集は10名（各講座）。

どうしても天候や病気などで全員参加はまれ。7-8名、高齢の方もいるので大雨等になると3-4名になる。今日は、電子レンジをつかって、おかねをかけず、簡単に作れるもの。実際に調理をする講座は別の講座でやっている。

食のセミナー、お金の勉強、こころをつたえる等の講座は、2回続きのものになっている。自主参加なので、10名といっても5名参加のときもある。そういうときは、すでに受講した人も希望者は受けている。栄養士は、らいふサポートのつてでお願いしている。謝礼はうちの方から出している。自己表現はこの場所とカラオケボックスで実技。こころをつたえるは2Fで。ここは手狭なので。東京再発見、防災教室は、区の無料バスでいける範囲で、防災は池袋の施設で体験。煙や消化器など。再発見は、3、4コース、上野公園、博物館など。地域環境整備。区の施設で床の清掃をしている。申し込み電話はここがうける。原則電話で申し込み。

知って得する社会資源は、こちらのスタッフとマンツーマンで行っている。原則として、どの講座に参加する人もまずは社会資源講座をうけてもらうことにしている。

Q. 受給者への周知は？

新宿区の決定通知書に書類をいれて周知している。月初めに、所払いの人には、カウンターを設け、うちがやっている。自分自身で紙を見て電話した人が多い。電話が9割とすると、カウンター申し込みは1、2割。

ただしCW経由で受付した方は、こられる可能性が少ない。CWにすすめられても、断れずに申し込んだだけで、実際にこられるかたは本当に少ない。CWの顔をたてるというか、その場で断れないのだろう。

Q. 参加希望者から電話があった段階で、区に確認するのか？

¹ 北さん自身は、ここにくるまでは、福祉関係には携わっていない。以前は、会計事務の仕事をしていた。ここに来ていろいろ新鮮。スタッフは、北、大原、石田（P.C.）。

オンライン@新宿がこどもを担当。スタッフ3-4人。生活サポートとは別組織。幼稚園の先生だった人が責任者としている。

もともとこの事業は公けにしている。生保をうけていることが条件。電話で住所、名前、CWの名前を確認する。たまに区外の人もいるが。保護以外、他区からくることはほとんどない。

他の区にひろがってないので、受けている人に申し訳ないが、ここで楽しみにしていても、都営住宅あたって新宿区をはなれると、こられないということになる。

あと、自活するとなった場合。若い方で、就職した場合。気晴らしにくることができない。保護受給者対象の講座なのでこれない。これは課題になっている。あと少人数なので、この人とは合わないというのがでてくることもある。自己主張が強い人もあるので。そのときは、講座の日をかえて対応している。

Q. 区から、参加者の個人情報は提供されるのか？

一切無い。うちは、区で保護を受けている方ということのみしか知らない。区の方からまったく情報がきていないので、経歴等はまったくわからない。ただ、そうすると、「知つて得する」のほうで、有る程度情報あつめないと、外に出る講座があるので、糖尿病でインスリンをうつ必要があるときは知っておかないといけない。「知つて得する」で信頼関係をつくって話してもらう。てんかんみたいな発作があるかどうかなど。信頼関係があるので、なかなか難しいことがある。

利用者別の担当制はとっていない。受付だけで200越えるので。

Q. 自分で電話をかけてこられないような孤立している人については？

今の体制からすると、200名受け付けて、いっぱいいいっぱい。

たとえば、500名1000名になったとき、できるとは思うが、どちらかというとこどものほうへ重点的にしていくとしているので、200名くらいかなと思う。200名でも、10名単位でわると20回。年に数回しか来られない。希望者はすべて受けている。10名が限度なので、月1回。4月に希望しても5. 6月になることはあるが。

そのために考えているのが、講座は1回で、あと広場を提供するというもの。居場所づくりとして週に3, 4日、部屋を開放する。そこには誰かがいて、話したいとき話すというもの。講座のパンフにおいて、必要な人は持って行く。来年度からの構想は、居場所づくりを重点的にするというもの。

保護費は、振込の方が多いと思う。CWがうちに電話することもある。こころの相談の講座はまだあいてますか？など。自分で電話できない人はCWがかわりにかけてくることもある。広場のような形式にすると、対象をひろげられる。

カラオケとか楽しみしてこられ、月1回では少ないといわれる。他のサークルと違って、どうしても、ひろく浅くなってしまう。なかなか対応できない部分もある。それで広場をつくって、週に何回こられてもいい。広がってきたら、予約をいれてもらうことになると思うが。週に1回はこれるようになると思う。

Q. 各講座の希望状況は？

人気があったPC教室は、4月10日に受付して1週間で9月までうまた。5月申し込みは極端にいえば1月になった人もいる。それがあると、「知つて得する」に参加しても

らい、他の講座へも案内する。

まずは高齢者ではPC希望は少ないと思っていた。ふたをあけると、意外に希望が集中した。特に、女性は、傷病軽快後、仕事を探す時に、今事務ではPCできないと門前払いになってしまうため。仕事は別にして70過ぎでも、図書館にいてもハローワークにいつてもみなPCでの検索になっている。電源入れたこともない。あとは時代にとりのこされるのがいや。女性の方は就職。事務のパートとおもっているが、いじれないと無理。熱心な方だと、保護費を貯めて自分でPCを購入した人もいる。それを実際にPC広場にもつてこられている。

CWには、もう少しこちらに来て様子を見て欲しいという要望はある。4、5月はあるが、その後はあまり来られない。時間がないんでしょうけど。何度もお会いするひともあるが。どうしても窓口は田中さんになってしまふ。

新宿区からはずれたかたは、何かの時に連絡をとって、話題が出る。実際今こられてても、お互い、それを知らないと、急にだめと言わなければならなくなる。知っていれば、申し込み前に説明できる。実際にはこれなくなるようにしないようにしているが。心苦しい。講座の申込者の一覧を福祉事務所に送付しているため、講座を受けていることはCWは知っている。

各講座がおわった時点で、先生から見てこの人はどうなったか、効果表を作成している。2回目やるようになったのも、1回目からの変化をみるため。

Q. 就労支援につながる可能性について

つながってほしいが、この講座は直結するものではないので。チャレンジワークにいかれたとか、（福祉作業所、リサイクル）

単に講座だけでなく、それ以外の相談にのっているのでは

リピーターになっている。同じ内容でもいいから参加したいという人もいる。そうすると、月に2、3回会う人も出てくる。そうなるとどうしても個人的な話を聞くこともある。講座のリピーターになることで、親しくなる。講座で知り合った人と旅行に行っておみやげを買ってきただ人もいる。

本来なら、地域でも講座やっているが)

一般の講座に参加されている人もいる。その人は、自分で電話されるし、他の講座も活用される。いろいろ利用する。ほとんどの方は、一般にはあまりいきたくない。友達になったからといって家の行き来などはいやがる。今の状況だと、普通のひとつやりたくない。お金がいるということ。利用にもお金がいる。

新宿区・田中義一係長による説明

なによりワーカーが感激している。保護者のかたがこんなに真剣にとりくんでいるのをみたことがない。今のお金をへらすというより、元気でここにきてくれていたら、病気にならず、増えずにすんだという考え方で評価している。居場所ができることが大きい。

今よりいい生活してもらえたと願っている。そのお手伝い。保護費をへらすという意味でなく、充実した生活。今後は、子どもの支援にシフト。東京都・区にも重視。負の連鎖、リピーターをいかに断ち切るか。子どもの支援に重点をシフトしていく予定。おとな支援の課題は居場所づくり。居心地のいいものを。すこしづつ事業もかわっていくだろう。他区も進めたいようだが、進行はしていない。財政的には同様に保障されている。やろうと思えばできると思うが、できていない。ことあるごとに話しているようだが、NPOがないとの「言い訳」にぶつかり、進んでいない。

他の市は議会で困っているようだ。議会での「なぜうちでできないのか」という質問に回答するのに苦しいようだ。一度北区が見に来た。10／10の補助金なので、やるきがあればできると思うが規模がちがうこともある。更生施設の通所事業を利用している区もあるが。他の区と直接話したことはないので詳細はわからない。各区の裁量になっている。

Q. 知事会からは高齢者には金銭給付だけにするという案も出ているが？

区ではこれらの事業に批判的なことはいわれていない。介護予防は重要な施策。高齢者一般の施策にしても。民生委員から、生保は良いですねという意味での批判はあるが。しかし、制度のすきまを生保がうめなければと説明している。

Q. 生保制度そのものに定着させていく動きは？

子ども支援については財政提言として都は出している（東京提言）。国庫負担金として開始されることが望ましい。高齢者の場合は高齢者施策として考えていくことになるのでは。生保の場合、傷病の中間年齢層がどうなるのかという問題がある。あと、半就労・半福祉という経済的にむずかしい人。50代の男性については事例で紹介した方だが、今は障害者のチャレンジワークに参加して、封筒でお金を管理して、旅行にいきたいと意欲が高い。そのために就労している。今までジャージでごろごろしていた。自立支援は生活保護というより、人間として必要。

やはりCWが感激している。PCしているケースをみて真剣になっている。担当者は、この人すごく寂しかったんだねということがCWとの話で出てくる。役所の人としかしゃべる人がいなかった。それがいまではみえなかった。CWのやりがいが出ている。CWも講座のどれか一つは実際に見るようになっている。

電話での申し込み 자체が役所では大騒ぎだった。役所だと、まず面接して情報提供する。報告書がセンターからくると、この人こういうところがあったんだと気づく。それほど職員の事務量が増えないようにやっているので、反発はない。

上からものをいってこうしなさいという時代ではなく、一緒に考える時代。講座に参加するなかで、結構お友達ができている。こちらの手がたりないときに、他の人の手をひいてくれたり。これは役所はできない。ケース同士で行き来しているみたい。若い人にとつてもいいこと。

《NPO 新宿ホームレス支援機構について、安江鈴子氏より》

都や国にこれまで団体交渉をやってきた。自立支援法ができるということで、もともと仕事が原因で野宿なので、就労はやりたい・就労支援こそやりたいというのがあり、法人格をとった。同時に、技能講習、都と23区合同の就労支援を受託。炊き出しはやっている。受託事業のなかでよりよい方向をくふうしている。

この部屋は資料室。シェルターレスという雑誌を発行している。

3000円で、戸山公園、都立公園、220人をアパートへ移行させた。その生活サポートをしている。ここは戸山相談所と称している。昨日も虹連さんの中間報告会に参加。

公的施策が自立支援とうたっているので、支援団体で意見がわかれてしまいにくい。障害者の自立支援でも支援費削減という。ある研究者からは行政の自立支援には反対という返事をもらったが。ホームレス自立支援は、とりあえず路上からの脱却。移行支援事業を追い立てと評価する団体もある。昨日もそういうことがあった。移行支援事業はおいたてではないと説明したが。希望者が畳の上にあがると。路上生活から脱却するのが自立支援。まずは路上生活からの脱却には生保の力が必要とお話しした。私は路上生活からパートなどの仕事につければいいとおもう。就労支援とは生保でCWで本人をエンパワメントすること。

東京都で自立支援事業受託しているのは、大きい団体。雲の上。もっとこっちにひきよせたい。

基本方針に規定された全国調査の検討会について。岩田先生、駒村先生など。2003年調査のときにもよんでもらった。釜ヶ崎と私が民間で。このまえは調査の設計。今度は分析やるといっていたが。まだ話でない。岩田先生も調査の設計なので、5年間の評価がかかっているので、みてきたことを反映してもらわなければと思い提案もしたが、岩田先生は発言の端々に、この前は就労就労ばかりだったので他のこともいれないといけないといわれ、どういう視点でやるか、いろんな切り口が必要だと考えている。5年間の総括を踏まえて。それで、基本方針は就労も住宅も保健医療もうたわれているが、予算の半分以上が自立支援センターにつかわれてる。第2の失体事業はやらないということなので、仕事は民間にと設計されているが、そういう人はすくなかったということになった。だからアパートで自立した人もすくないという結果に。民間労働市場が厳しいので、行政にいくらいっても、公的な施策はやらないとおっしゃる。じゃあ住宅で安定した低家賃住宅制度とか、踏み込んだ施策を打ち出すべきだ。基本方針では情報提供だけなので。

東京都さんが移行支援事業の結果を国に報告するから、うちに出してくれといつてきている。東京都は、国に熱心に報告している。

Q. 地域生活移行支援事業をどう評価しているか

予定2年を1年間延長。公園アンケートで 更新有りと説明していた。228人アパートにうつってもらった。臨時期限付き雇用日払い月8日はもらえる。半年間は入居者にそのような生活を保障。60歳前後。ほとんど仕事にいけておらず、入居直後は臨時就労はその日にお金もらえるので、希望していった。それが切れたとたんに、自分にハローワークいこうとする人はいなかったので、寄場にもどるしかなかった。寄せ場でも月2、3

万にしかならず、どんどん生保申請した。去年8月から卒業か再契約。生保必要な人は、どんどん申請。何歳でも申請につきそった。2年の期間をすぎて 月収13万以上を卒業との基準にしている。2週間に20人、10人ずつ判定にかけ、13万と言っている人は少なく、228人のうち、生保受給が4割で120人くらい。卒業は16人くらい

家賃は延長の1年間は、収入に応じてランク分け、3000円、1、2万円。

臨時就労の他は、就労支援センターの支援により建築日雇いからの転身転職がすすまない、就業支援協議会が国の事業で設置され、民間の求人はすごくとってくるが、マッチングがうまくいかない。

家賃が1万円あがったが、よほど協力にすすめないと、就労相談にこない。

今年の8月で延長の1年も終わりを順次迎える。卒業優先で、11万円の人でも安いアパート探すと言っている。ちょっと中野区のほうにいくと、4万円のアパートもある。100数人の半分くらいは卒業する。

東京都23区のでは、住所不定者は、住所不定で施設入れると都費になる。移行支援事業についても都費ということで、それで2年間でそれで話をつけた。

自立支援事業と違って、この事業は生保が担保されている。事業終了後は、この3年間のようにサポートはつかないが、アパートの緊急連絡先になっている。

自分でアパート契約の場合。

H19年度この4月から、隅田川ののこっているテントには、

移行支援事業適用して、18、19年度2年間ときまっている。延長無しと説明しているが、それでも希望者いる。自立支援事業に移行支援事業で良い点をビルトインすべき。

5大公園が対象。ブルーテントだけを対象にしたという声もある。でも実際には公園の移動層も対象にした。テントが残っている地域を中心に展開されているのでテント対策という側面ある。公園管理課が厳しく、でていけどやった事実も有る。公園管理もだまっていない。

Q. 地域生活移行支援事業、自立支援法以後の生保運用の変化は？

東京では97、8年民間宿泊所が雨後のたけのこのようにできたのが転換点。自立支援法制定ではない。緊急保護でドヤにつかっていた。設置者が入居させ、居所があるということで、宿泊所を居所に保護費をもらうようになった。

しかし、東京では失踪がおおかたといっている。大阪の方が人数（2003）適用人数も居宅もおおかた。前評判では大阪よりも都がよくやっているとの評価だったが。大阪の方がたくさんかけていて、居宅保護やっていた。

稼働年齢でも申請している。大抵病院で診断書だしてもらった。連携がとれているから。移行支援事業は、私たちは、支援団体で追い立て反対のはずなのに、けっこう寝返ったようにいわれることもあった。本当にいいとおもってやったのに。

まず住居用意するから追い立てではない。いう人にはいわせておくしかないが。

就労支援協議会にはちゃんと記録をつけておいてくれといっている。契約終期がきたら、生活サポートがいったらできるようにしておいてあげようと事務所を説得してくれている。

受託のなかで就労支援したと。ハローワークにもついていくが、一回いけばいやになる。就労アドバイザーのいうことききなさいという程度。あと8月まで6ヶ月。

11, 2万の人は安いアパートさがすという。とにかく一緒にさがしてなんとか見つけたい。5, 6万しか収入ないというし、遅刻もおおい。生活再建できない人は、少し就労相談とかいろんなことに同行するプロセスを経て、生保という終了までの作戦。

これでがんばるといっているので、生保にかけてもらいたいという人はあまり多くない。けっこうみんな前向きに安いアパートかりると。生保かけないで卒業する人もいるので、それでは、こちらもそうさせようと考えている。

事業終了の8月以後はしんどい状況になるか?)

けっこう建築日雇いのひとつきあったし。そのひとたちは卒業。できない人は生保。本当によかったとおもっている。この人達が安定した生活するのは大変だと思うので、相談所のような機能をはたしたい。民間団体が巡回する事業を考えているみたい。

支援団体として家賃補助とか低家賃住宅というのが制度として確立されることを長期的に求めていかなければならないと考えている。いまわーわーいつても受け止めていただけない情勢にある。

Q. 基本法を作った頃のホームレスに対する社会的な見方がどう変わってきたか?

あのころ、失業の問題として、就労支援が先頭にあって議論されていた。今は失業そのものはあまりいわれず、仕事はあるけどあまりいい仕事でない。公園だけでなくみえないところでのホームレスはもつといると。それは議論しやすいかも。

ホームレス問題がいわれはじめたときから、失業というのがあることはあったが。それは仕事が出ない、首きられるという意味での仕事がないということではない。不安定居住の日雇い中高年がホームレスの主流というのは今でも変わらない。明日はあなたもホームレスというマスコミ報道はちょっと違うと思っていた。仕事を与えればホームレス問題は解決するといわれて。実際与えられなかつたが。野宿は失業率に関与していない。景気がよくなつたから、何万件も開拓してくるが、ミスマッチ。

ホームレス問題がとりあげられたわりに、最初から問題だといってきたことは解消されていない。

2007年2月21日 厚生労働省社会・援護局保護課
里村浩課長補佐兼自立助長専門官
新井洋一郎自立支援係長

布川、武田、嶋田、庄谷、上畠、八田

里村：昨年12月の調査結果。合併などもあって実施自治体は821市から857市になった。何らかのプログラムを685自治体が作成している。今後策定予定をふくめてほぼ100%の策定状況。

策定済みプログラムの内訳としては、プログラム件数が2.3倍に。昨年は経済自立に関するものが多かったが、今年は日常生活自立に関するものが増えた。3.7倍。社会生活自立に関するものは割合としては横ばい状況。

就労支援に関わるものについては、620件のプログラムがある。422の自治体、約半数で就労支援に関するプログラムを作成している。来年度に向けては、全ての自治体で就労支援プログラム策定を達成するよう目標を掲げている。昨年度の効果が一定程度あることから、今後引き続き進めて行く。福祉から雇用へという成長戦略プログラムの路線にも合致することもあり、全国の自治体の担当者に呼びかけていく予定。

<経済自立と就労支援の相違について>

里村：年金など、就労にかかわらない経済自立を含む。高校進学も経済自立に含める。経済自立のなかで圧倒的部分は就労支援だが、「就労による経済自立のみならず」ということで、日常生活自立や社会生活自立にも含まれない分野として。

17年6月に始まってから19ヶ月間の数字を挙げる。17年度には支援対象者9011、支援開始者が7309、支援終了者数4553、うち就職者3007。これは6月から3月まで。2年目の18年度にはこの数字が支援対象者8208、支援開始者6599、支援終了者数6489、うち就職者数4068という数字。累積で支援開始者に占める就職者数の比率が44.9%と高くなっている。

これだけの成果があがったということで。政府の「底上げ戦略」、すなわち「人材能力活用、就労支援、中小企業底上げ」の三本柱の一つに入った。ハローワークとの連携で、双方とも成果が上がったことを評価している。細かいところまでは分析できていないが、地域的にはうまくいっているところとそうでないところがある。ハローワーク側、事務所側、それぞれに成功例としてどういう取り組みがあったのか、ということも明らかにしていきたい。来年度もこの就労支援には力を入れていく。

日常生活支援では、精神の退院促進をも含み、他法他施策の活用事例なども含む。すでにある介護など福祉サービスを活用していくものを含んでいる。具体的なものは挙げられないが、例えば高齢者に対するものとして、保健セクションでの健康増進や在宅日常生活支援給付、火災予防のための消火器配備や緊急通報システム導入、老人クラブでの活動など、既存の各種サービス・事業を事務所が吸い上げて、それらを活用するような形で。

退院促進は日常生活支援に含まれている（この分類は厚生労働省側がコードを振って集

計している)。

自立支援の実績額のような数字については、あまり厳格には計算していない。事業費 2兆円というのは少々難しいのではないかと思う。現在それを含めて実績評価の方法を検討している。別に金額的評価を強く求めているわけではない。削減目標というのは特にない。自治体側が削減額にこだわるのは予算獲得のためにそれを必要とするという事情で計算しているのではないか。生活保護全体でいくら減らした、何人減らした、ということは特に求められていない。プログラムにのっからない人でも自立していく人はいるので、プログラムによるネットの効果、というのを測ることはできない。金額や削減について。そうしたものに限らず、なんらかの評価基準は内部で検討している段階。就労、就職、という件数で効果をアピールしているが、金額で削減効果をうたっていない。

<全国的な取り組みの状況、地域差>

未策定自治体が 20 ある。浸透してきたとはいえ、理解されていないところもある。見策定のところにヒアリングをして、自立支援の意義などを理解してもらいたいと思っている。社会生活自立などが進んでいない状況もあるので、自治体のアイディアでどのくらい広げていけるか、というところ。日常生活自立が 3 倍以上に増えたのは、こちらとして特に強く勧めたわけではないが、自治体がまず就労支援から始めようとしたところが、作りはじめたら、生活自立が必要だ、ということになって日常生活自立に取り組むようになったのではないかと思う。経済自立にはまず日常生活自立から、ということか。他方、社会生活自立がなかなか進んでいかない。高齢者などのケースでは、なかなか目に見える成果があがらないので、取り組みにくいのかもしれないし、成果として見えにくいのではないか。

ケースワーク研修会や市町村セミナーなど経験交流をしている。市町村セミナーでは大阪と釧路、事務所長会議では相模原、赤塚、ケースワーク研修会では新宿、横浜、査察指導員研修会ではハローワーク事業として足立区とその管轄ハローワーク、などそれぞれ。3 月には退院支援の事例として尼崎が報告した。各自治体のアイディアがメイン。国が引っ張っていくよりも、各自治体のユニークな取り組みを紹介していくのが国の仕事かと思う。

<地方六団体側の主張、高齢者には金銭給付のみ、との主張について>

自治体でも熱心なところとそうでないところの相違、というのはある。行政の仕事としての位置づけ、市民に対する行政の姿勢などにも規定される。市民にできることは自分でやってくれ、というところではなかなか進みにくい。

<自治事務?>

それは仕方ないこと。そういう自治体に住むかどうかがそれぞれの選択。

<高齢者の社会参加について>

重要さはわかる。自治事務だから重要ではない、というわけではない。生活保護だけでは救えない問題。高齢者福祉施策、介護施策など、自治体の独自施策などでも必要。市役所の職員か、市から委託をうけた団体の仕事か、などの方法も多様。福祉事務所がコーディネートすべきことかどうか、自治体によって考え方は多様。

<行政の役割>

優先順位をつけているわけではなく、経済自立を含めて、全て同じように普及させたいと

思っている。地方としては自治事務としても全て10割補助金、という点でも一緒なので。プログラムの運用が27条か、27条の2か、という選別は無意味。プログラムを適用する過程で、指示を出す（27条）こともある。これは法定受託事務になる。プログラムの運用の段階で、その局面で業務の法的正確は異なる。プログラムの策定それ自体は自治事務。

交付税の算定根拠。地方自治法改正前から、ワーカー数の配置は決められているが、ワーカーの業務のなかで、ここまでが法定受託事務、ここから自治事務というような区別ができるわけではない。法制上むりやり、処分に関連するものを法定受託事務というふうにわけた、ということで。法定受託事務になったからといって、交付税の算定基準が変わったわけではない。現場職員が忙しい、というのは、プログラムを策定するから忙しいではなく、これまでケースワークをやっていなかった事務所にケースワークをやらせるという意味があり、そういう意味では業務が増えたのではなく、本来やるべき業務をやってこなかったということに。将来的に80という標準数は変わらない。非常勤職員の雇い上げが10割で手当てされているわけだが。セーフティネット補助金は来年度30億に増額されることになっているので、当面この補助金で財源保障していくものと思う。交付税への移行はいまのところ考えられていない。

〈生活保護法11条の8項目のこと、プログラム運用の適正性の確保、など法整備の必要性についてはどうか。27条の指導指示と27条の2など。契約・共同と言う側面と指導指示の側面との関係整理、など〉

指導指示が最後に控えている、という考え方は現場である（プログラムへの非協力など）が、合理的な理由なくプログラムを忌避するケースについて、これには指導指示が控えている、という制度にはなっている。保護の支給要件を満たさないということになる。プログラムに参加した人は合意の上ゴールを目指すことになる。

指導指示と合意・契約という考え方について。受給になってからも契約である。自立のために努力するという受給者の義務に則った範囲ではあるが。自立のために事務所が用意したプログラムに合意し協力することは保護者の義務。この義務を支援する。自分で仕事を見つけてもいいのだが、プログラムを利用するかどうかについては自らの意思で参加してもらううこと。プログラムにのったとして、その後の取り組み状況を評価する際に、契約を交わした後も努力をしているかどうか、もてる能力の範囲内で努力しているかどうか、を一定期間後に振り返って、取り組み状況を評価する必要はある。漫然と就労指導を継続しているケースもあるので。プログラムにのった後も、事務所の支援がフィットしていたかどうかということも含めて、評価する。国として考えていて、いずれ全国に周知したいと思っている。

〈昨年3月の通知で、指導指示をして停止廃止も、ということが言われている〉

きめ細かくチェックしてほしい、という趣旨。プログラムに乗ったはいいが、漫然と続けるだけで効果が挙がっていないケースについて、振り返って点検しましょうという趣旨で。本人の意欲の問題だけでなく、身体的な理由かもしれないし、事務所の支援内容の問題かもしれないし、サインはしたけれど努力していなかった、というのもあるだろう。就労能力に対する事務所の評価が不適切だったということも。

稼働能力判定会議はこうしたことを含めて判断する場所となる。稼働能力を判定するだけでなく、支援内容の適切性をもチェックするもの。所長が設置するものにたいして厚労

省が補助金を出す、という形で。複数の医師と就労支援のキャリアカウンセラー、PSW など複数の業種からなる会議で、定期不定期は自治体による。ケース検討をしてもらう場。福祉事務所で判断していたことを、複数の専門家からより合理的に判断してもらう。外部の意見を聞いて最終的に所長が判断する。これに手を挙げている自治体はまだない。3月の全国会議で要綱を示す予定。医師の判断も判断材料になる。

<本人の意見もくみ上げるような形ができるのか。>

名前が稼働能力判定会議、で誤解を招くかもしれない。当事者の稼働能力を医学的だけでは判断できないこともある。

<稼働能力が低い人に徐々に馴らしていくというようなプログラムも必要では。稼働能力ありと判定されても、フルタイムの就労が困難なケースもある>

ある程度柔軟性をもたせて、自治体がやりやすいように補助金を出す必要がある。あまりがちがちに固めて補助を出すというのはできないので。ただ身体能力だけでなく、一定期間ワーカーとのやり取りの情報を踏まえて検討する場に。個人的な案として、プログラムにサインした人が、1年半年後に成果が出なかったときに、そのプログラムのチェックを行う場が必要ということになる。アセスメントのなかで当事者の声をくみ上げる。次の支援がどうあるべきかを決めるための分析の場。所長の諮問委員会という性格。処遇やその見直し、決定は所長の責任で行われるが、それに対する参考意見を提示する場。

<ケースワーカー、当事者双方の意見を聞いて第三者的に判定する会議、ということが必要では。双方の話を客観化するプロセスが必要>

強圧的なイメージは払拭したいと思っているが。入り口のところの判定会議ではなく。どこもやらないのではないかと心配している。稼働能力の判定自体がいま行き詰っていて、客観的な入り口の判定に使いたいという自治体もあるかも知れない。本当は切らなければいけないが、事務所では就労能力ありという証拠を挙げることができない、というケース、働くのに事務所への協力を全く拒否しているケースはある。こういう世帯が一世帯でもあると事務所の負担感は大きい。

自治体の動機はあれ、これまで放置されていたケースに対してアセスメントをし、支援をし、再判定をするという動きをつける、活性化するという効果はある。まずプログラムに載せた上で、その経過を踏まえて稼働能力を判定するということ。

<指導指示の前の段階としての活用もありうるが>

そうあってほしいと思っている。支援をしないことには切ることもできない、ということ。ワーカー自身を変えていくこともこのプログラムの目的。

<生活保護の間口を広げる、底上げを図る、という考え方については>

いまのところ間口を広げる話にはなってきていない（底上げ戦略のなかでは）。生活保護全体の見直しについては、専門委員会での議論を踏まえて、早めの保護ということも含めて検討している。知事会の提案（有期化など）も踏まえて、方向性をどうするかの内部検討。具体的にはまだまだ。

<人材育成>

プログラムを使う方の人材育成は重要だと思っている。プログラムを作っても、それを運用し、判定していく人材が必要。積み上げてやっていきたい。

2007年2月20日 東京都福祉保健局生活福祉部保護課
稻生課長補佐氏

布川、武田、嶋田、庄谷、上畠、八田

稼働能力判定会議について、国からいくつか案がきている。こちらとしても、今までの流れでは、生活保護の手続きの上で就労能力の判定を行ってきたが、嘱託医やその周辺での会議など。基本的には病状把握と診断会議と言う形でやってきた。これとあまり変わらないのかと思っていた。外部の人間を入れるという程度の違いかと思っていた。厚労省の説明では、より広いことに使う。病状だけでなく、生育歴、社会関係などを総合的に判断するものとしての説明。都でモデル実施をしないか、と里村氏から話があった。各県に話をしているがイメージがつかめないということで、都でどうかと。4箇所ほどの事務所にこちらから話をしている。ただ、予算の話が関わってくる。報奨費をこれから来年度予算には組めない。流用ができる額内でどうか、というあたりでとまっている。

<都内での自立支援の実施状況全般。都の提言について>

自立支援プログラムに限って、管下の事務所に問い合わせた資料がある。事務所によって温度差があるが、就労に重点を置いてやってきた。全般的な自立支援にはなかなか広がっていない。74事務所へのヒアリングではそういう状況。

自立支援プログラムの取り組み状況（資料）。ハローワークとの共同プログラムを除いたもの。白丸は未実施のもの。区によってばらつきがあり、市の方はプログラムの数も少ない。板橋はかなり多い。

プログラムの作り方として、二つの方向がある。ワーカーが、自分たちができていないところを、というのが板橋・品川。もう一つ、なにがあればワーカーの仕事が楽になるか、という立場からの取り組みが大勢。どれほどの参加者があったかは後で説明。参加者数、達成。日常の業務のなかで、アウトソーシングできるような資源があればいいという意味で。江東区では、無料職業紹介というのがある。これは支援員が無料職業紹介の資格をとってやった。職安に行っても思うような仕事が見つからない、というような状況に鑑みて、求人開拓を独自にやろうとしている。市の受託業務、道路清掃等の会社に依頼して職を出してもらったりしている。半福祉半就労でもいいから、という形で。違法ではないので、そういう手段を活用して。東京都のなかでは江東区が始めて。横浜などでは導入されているが。ハローワークとの連携でやる一方で、都としては各区に無料職業紹介の開設を依頼したが、江東区がこれにこたえた。区によって温度差はあるが、一歩ずつすんできている。他の就労支援員によるプログラムは似たり寄ったり。港区の就労体験は、業者に委託して、実際にお金を稼ぐというもの。

精神の退院促進については、居宅化の推進に取り組んでいる。入院患者を居宅にした場合、住所の設定が問題。所属の事務所の忌避感があるので。生活を安定させるのは並大抵

ではない。10年前に立川市でプログラムを作った、被保護者の居宅化を勧めた。しかし全て失敗してしまった。そのときの統括は、患者が必要とする話し相手がなかった、ということ。ワーカーもずっと一緒にいられるわけなく、集団生活から単身になるということは大変。その経験を踏まえて、今回改めて取り組む。世田谷区で若干取り組みだした。生保とは別に精神保健の方での話もある。精神保健であっても生保部門が受け皿になるということで。全体としては難しい分野。居宅にしてもサポートが難しい。

路上生活者支援、元路上生活者支援、と用語は異なる。前者はアパートには入っていないが、宿泊所に入っている人への支援。生活の建て直しなど。名称はそれぞれの区でのネーミング。

参加者数、達成者数を示したものがある。数が多ければよいというものではないが、これも一つの評価。自立促進事業には都費を入れている。東京都が10億円で自立支援事業を行っている。生活保護費以外の事業として。一般メニューは就職時の背広代など、都がメニューを出すもの。特別メニューは、各区が企画立案したもの。新宿など数件あるが、特別メニューは少ない。国のセーフティネットとダブらないような工夫が必要だった。その結果執行額は2億円にとどまっている。相談はあるのだが、プログラムというよりは、個別事例にこういう使い方でいいか、というようなものにとどまる。新宿区以外になかなか出てこない。各区の力量もある。プログラムも人手をどう割くかと言う問題が絡む。ケースワークの業務が増えるには違いない。新宿が江戸博物館やちゃんとツアーに行くとしても、ワーカーが同行しなければいけない。委託をしているところも多いが、例えば訪問介護をしているNPOに委託をする、ということもあるが、ワーカーが身動き取れなくなった結果。

<ケースワーカーの役割、福祉事務所の役割について>

事務所間のばらつきがある。背景には人員不足があるが、社会資源の有無はある。関係する病院があるとか、精神関係の成果のある病院があれば、プログラムはできる。内容によるが、福祉事務所が周囲にどのような社会資源を持っているのかにかかっている。査察指導員や課長のリーダーシップにかかるのかと思う。課長会や所長会をやっても、新宿課長は積極的にうけとめてくれるが、他はもう無理だ、という反応が多い。これ以上人を増やすことができない、という認識。魅力のない職場をどう変えるか、という話はでてこない。3K職場という思い込みが管理職側にもある。進捗状況をみると、そういう相違もある。

就労支援のときは、一定業務がすすむなかで、事務所が積極的に受け止めた。成果が見えやすいこともある。しかしそれで手一杯だという状況。プログラムが自治事務なので、同意とか、それなしには停廃止できないとか言われたが、このあたりは曖昧になっている。プログラムに載れないということについて、指導指示を使うという事務所はでてきている。受給者の協力が得られなければ指導指示、というような動き。停止廃止された受給者がこちらに来て話をするなかでわかったことだが、就労指導に従わなかった、という理由で処分されている実態も。停止廃止の手段に使われているケースも一部あるということ。

もうひとつ危惧しているのは、国からの調査が膨大なこと。適正実施の状況はどうか、